売却区分番号	20	見積価額	１８．６９１，０００円
		公売保証金	１，８７０，０００円

財産の表示

（土地）
1　所　　在：笛吹市一宮町坪井字上原町
　　地　　番：２０５８番９
　　地　　目：原野
　　地　　積：１１９０㎡

（主である建物）
2　所　　在：笛吹市一宮町坪井字上原町　２０５８番地９
　　家屋番号：２０５８番９
　　種　　類：旅館
　　構　　造：鉄骨造陸屋根３階建
　　床 面 積：１階　４０２．９０㎡
　　２階　３４８．４６㎡
　　３階　３４８．４６㎡

（附属建物）
3　種　　類：機械室
　　構　　造：コンクリートブロック造陸屋根平家建
　　床 面 積：２２．５０㎡

以上登記簿による表示

財産の状況

1　対象物件の建築年月日は登記簿によると、昭和６２年１０月３１日である。

2　対象物件は、南東側及び南西側で幅員約６ｍの市道（３２７４号線）とほぼ等高に接面しており、入口の間口は約３４．５ｍ、略正方形の概ね平坦な土地である。

3　境界については、隣接土地所有者と協議すること。

4　令和７年１１月１９日に対象物件を調査したところ、室内に動産が確認されたが、動産は公売対象外である。

5　対象物件内の動産類の処理及び対象物件の使用・占有状況について、現所有者に文書で照会したが、令和７年１２月１９日現在回答はない。

6　対象物件の使用・占有状況について、旅館業法に係る営業者に文書で照会したところ、令和７年１１月２８日現在で以下のとおり回答があった。
・占有権原　　賃貸借
・貸借部分　　対象不動産の全て
・契約者　　無
・占有開始日　令和６年３月１日

7　建物の鍵について、山梨県では受け取っていない。

8　主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
・都市計画区域　非線引区域
・隣地斜線制限　高さ２０ｍ　勾配１．２５
・道路斜線制限　距離２０ｍ　勾配１．５
・建　ぺ　い　率　７０％
・容　　積　　率　２００％
・宅地造成及び特定盛土等規制法の宅地造成等工事規制区域に該当。
宅地造成、上石の堆積等について、許可または届出が必要となることがある。
・笛吹市景観条例に基づく笛吹市景観計画の樹園居住景観形成地域に該当。建築物の新築、改築、増築若しくは移転、外観の模様替え、色彩の変更、工作物の新築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更、土地の形質の変更、鉱物の掘採又は土石の類の採取、屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積、木竹の伐採等の行為について届出が必要となることがある。
・水質汚濁防止法の特定事業場である。
・旅館業法に基づく営業許可あり。
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく届出あり。
・供給処理施設
上水道　あり（公営）
下水道　なし（浄化槽）

9　対象物件は、埋蔵文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。

10　消費税及び地方消費税については、混在財産である。（インボイスは交付しない）

11　公共交通機関等について
［最寄ＩＣ］中央自動車道「一宮御坂」ＩＣから北西方約１．３ｋｍ
［最　寄　駅］ＪＲ東日本「石和温泉」駅から南東方約３．１ｋｍ

12　公売対象物件１～３は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。

＜その他＞
・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。
・国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札することはできません。詳細は山梨県ホームページ、もしくは山梨県総合県税事務所滞納整理第一課にて確認してください。
・山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
・山梨県は引渡しの義務を負いません。
・山梨県は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。
・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により山梨県が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。